

セメントJIS改正のお知らせおよびコンクリートのJIS認証等に関するご対応のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3月23日にJIS R 5210「ポルトランドセメント」、JIS R 5211「高炉セメント」等のセメントに関連する日本産業規格(以下、JIS)の改正が官報にて公示されました。今回のJIS改正は、セメント業界がカーボンニュートラルを目指す取組みの一環として、二酸化炭素排出量の削減を目的に行うものとなります。このJIS改正によりセメントの品質項目の一部が変更となります。

つきましては、JIS改正に対応する品質のセメントの流通を促進するため、お手数をお掛け致しますがお客様の社内規格を変更の上、コンクリートのJIS認証の変更申請、ならびに大臣認定コンクリートの新規申請におけるセメント品質に関する届出につきまして、下記のとおりご対応頂きますようお願い申し上げます。お客様におかれましてご対応頂き、JIS改正に対応するセメントの受入環境が整った時点で、これまでと変わらない品質および性能のコンクリートが製造できる、新規規格に対応したセメントを順次供給させて頂く予定としております。

安心してご使用頂ける製品をお届けしてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. JIS改正の内容について

(1) 少量混合成分の増量

普通ポルトランドセメントを構成する材料の一つである少量混合成分について、その含量を質量で「0%以上5%以下」から「0%以上10%以下」に拡大し、増量が可能な少量混合成分は「石灰石又はこれと同等の品質をもつもの」とされました。併せて、混合セメントは普通ポルトランドセメントの改正に伴い、「少量混合成分の量は、クリンカー、せっこうおよび少量混合成分の含量に対し、5%以下」を「10%以下」とされました。従いまして、少量混合成分の増量に伴いセメントの密度は小さくなります。

(2) 強熱減量の規定値を削除

これまで風化の指標として強熱減量の規定値が設けられておりましたが、少量混合成分を増量した場合、強熱減量は風化の指標として適切ではなくなるため、規定値が削除されました。対象となる主なセメントの種類は普通、早強の各ポルトランドセメントおよび高炉セメントです。従いまして、来月度の試験成績表より強熱減量の欄は削除いたします。なお、試験成績は当面の間、備考欄に記載します(別紙 体裁見本をご参照ください)。

(3) 少量混合成分に用いる石灰石

少量混合成分に用いる石灰石は、「石灰石又はこれと同等の品質をもつもの」とされ、石灰石と同等の品質をもつ人工炭酸カルシウムの使用が可能となりました。

これらについて、詳しくはセメント協会のホームページ(HP)に「カーボンニュートラル実現に向けたセメントのJIS改正の概要」が公開されております。また、「少量混合成分を増量したセメントを用いたコンクリートの基本性状」と題して、普通ポルトランドセメントに少量混合成分を10%に増量してもコンクリートの諸物性に影響をほとんど及ぼさないことを示す試験結果も公表されております。これらの資料は以下のURLよりダウンロードすることができます。

<https://www.jcassoc.or.jp/jis-revision.html>

2. コンクリートの JIS 認証におけるセメント品質に関する変更手続きについて

セメント協会より JIS 登録認証機関協議会コンクリート WG に対し、コンクリートの JIS 認証における対応について見解を伺ったところ、申請者(お客様)から変更の届出がなされた場合、各登録認証機関は届出を受理する旨のご見解を頂いております。つきましては表 1 の通り、セメント品質の受入基準値に関する変更の届出を登録認証機関宛にお願い申し上げます。恐れ入りますが、2026 年度上期中を目途に変更手続きをお済ませくださいようお願い申し上げます。なお、フライアッシュセメントに関する対応の方法につきましては、改めて関係するお客様に連絡申し上げます。

表 1 JIS 認証の変更届出に記載するセメント品質の受入基準値

セメントの品質	セメントの種類	受入基準値	
		変更前	変更後
密度	普通ポルトランドセメント	3.16±0.02g/cm ³	3.16(+0.02, -0.08)g/cm ³
	高炉セメント B 種	3.04±0.02g/cm ³	3.04(+0.02, -0.06)g/cm ³
強熱減量	普通ポルトランドセメント	5.0%以下	削除
	早強ポルトランドセメント	5.0%以下	削除
	高炉セメント B 種	5.0%以下	削除

セメント協会の HP に「セメント JIS 改正に伴う社内規格におけるセメント受入基準値の変更申請に関する技術資料」が公開されております(公開先は前頁 URL と同じ)。貴社の JIS 認証に係る職員様でご共有の上、本技術資料の保管をお願い申し上げます。

なお、届出に必要な書類は登録認証機関にお問い合わせの上ご提出をお願い致します。必要な提出書類に技術資料が含まれる場合、本技術資料を添付して頂きますようお願い申し上げます。

3. 建築基準法第 37 条第二号に適合するコンクリート(大臣認定コンクリート)について

セメント協会と国土交通省住宅局で協議を重ねた結果、同局から既に取得済みの大臣認定(既認定)については密度および強熱減量の品質基準を読み替えて対応する旨の通知がなされておりますので、「既認定につきましてはお客様にて個別対応いただく手続きは不要」となります。

なお、現在、新規に大臣認定コンクリートの申請を予定されているお客様におかれましては、既認定の読み替えに合わせてセメント品質の品質基準を表 2 の通り記載の上、申請をお願い申し上げます。

表 2 大臣認定コンクリートの新規申請書に記載するセメント品質の品質基準

セメントの品質	セメントの種類	品質基準
密度	普通ポルトランドセメント	3.08~3.18g/cm ³
	高炉セメント B 種	2.98~3.07g/cm ³
強熱減量	普通ポルトランドセメント	削除
	高炉セメント B 種	削除

コンクリート製品のプレキャストコンクリート生産技術性能証明、PC 部材品質認定、コンクリートパイプの評定等、主な認証・認定類における取扱いにつきましては、現在、セメント協会が当該機関と協議しております。当該機関において取扱いが確定した段階で、当該機関の HP もしくはセメント協会の HP に対応についての情報が随時更新されますので、そちらをご確認ください(セメント協会の HP の更新先は上記 URL と同じ)。その他のご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

【お問合せ先】

お手元の試験成績表に記載された「お問合せ先その他ご連絡先」または、以下までご連絡ください。

太平洋セメント株式会社 セメント事業本部 営業部 技術グループ
〒112-8503 東京都文京区小石川 1-1-1 文京ガーデン ゲートタワー
TEL : 03(5801)0313 FAX : 03(5801)0320

以上